

大豆取引の制度と対応策

大豆生産と収入の現状

一般的な大豆生産において、生産者の収入の大半が国からの支援、その要件が生産に影響を与えています。

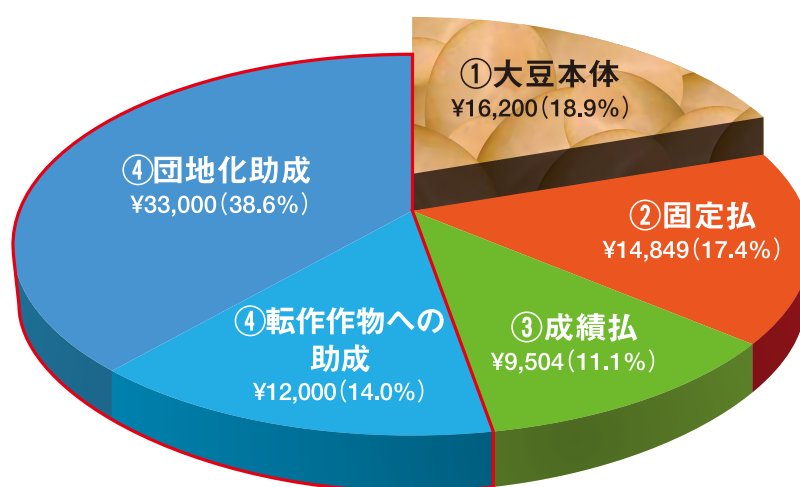
大豆本体からの収入は生産者の大豆生産に関わる収入全体の2割程度であることが、珍しくありません。図1は熊本県A市のある生産者が通常の大豆を生産する場合の粗収入の内訳(金額と比率)を示したものです。この例では大豆の収入の8割がいわゆる補助金です。そのため大豆生産者は取得できる交付金を最大化しようと考えようになりがちです。

大豆の生産に関する交付金としては1962年から2006年までの間、大豆(なたね)交付金暫定措置法にもとづき、大豆交付金という制度がありました。この制度は要件を引き継がれて、2010年2月現在、「水田・畑作経営所得安定対策」における生産条件不利補正対策に至っています。引き継がれた要件は、交付金は県が決める奨励品種の生産に対して多く与えられるということです。

では、図1を詳しくご説明します。まず固定払は、別名過去実績、緑ゲタなどと呼ばれます。金額はほぼ市町村単位で決められていて、10aあたりの金額は自治体毎に異なっています。2003~2005年時点で奨励品種に対して大豆の生産実績があった人が、現在も大豆を作り続ける場合が基本です。上記の過去の3ヵ年の作付面積分に対して、収入を補填するものです。図1の例では収入全体の2割程度を占めています。

次に成績払は、大豆の出荷量に対して与えられますが、等級によって金額が変化します。これは生産者の畑における努力次第で上下するものです。等級は農産物検査法に基づいて決定します。成績払は大豆の収量が同じでも検査等級の成績に左右されます。図1では粗収入の1割程度を占めています。詳しくはP9で触れます。

図1:大豆生産による粗収入の内訳(熊本県A市のある生産者の場合)



※大豆本体からの収入:90円/kg、収量180kg/10aとして ※成績払い:1等として ※転作作物への助成:大豆の場合 ※団地化助成:大豆の場合

■表1:大豆に関する収入の各種交付金の性格

	公開されているか	性格と要件	単位
②水田経営所得 安定対策 固定払	農林水産省 ホームページにて公開	旧大豆交付金の制度の要件を踏襲する。過去の奨励品種に対する大豆生産の実績に対して、面積単位で与えられる。	10aあたり
③水田経営所得 安定対策 成績払	農林水産省 ホームページにて公開	旧大豆交付金の制度の要件を踏襲する。県が決める奨励品種の生産に対して、等級に応じて与えられる。他県の奨励品種生産の場合は低額となる。	60kgあたり
④産地づくり交付金 (平成22年度:水田 利活用自給率向上事業)	一部公開 (非公開の場合でも 各地域の生産者は知っている)	地域(市町村単位が多い)の水田農業推進協議会が金額と要件を決定する。転作奨励を前提とした大豆生産を振興するものであり、水田作大豆のみに限られる。要件に品種や出荷先を指定している場合がある。	多くが 10aあたり、 希にkgあたり
⑤自治体独自の 交付金	公開されていない	一部の県、市町村が実施。自治体独自の裁量で決定されるため、要件も自治体が決定する。	kgあたりと 10aあたりの 場合がある

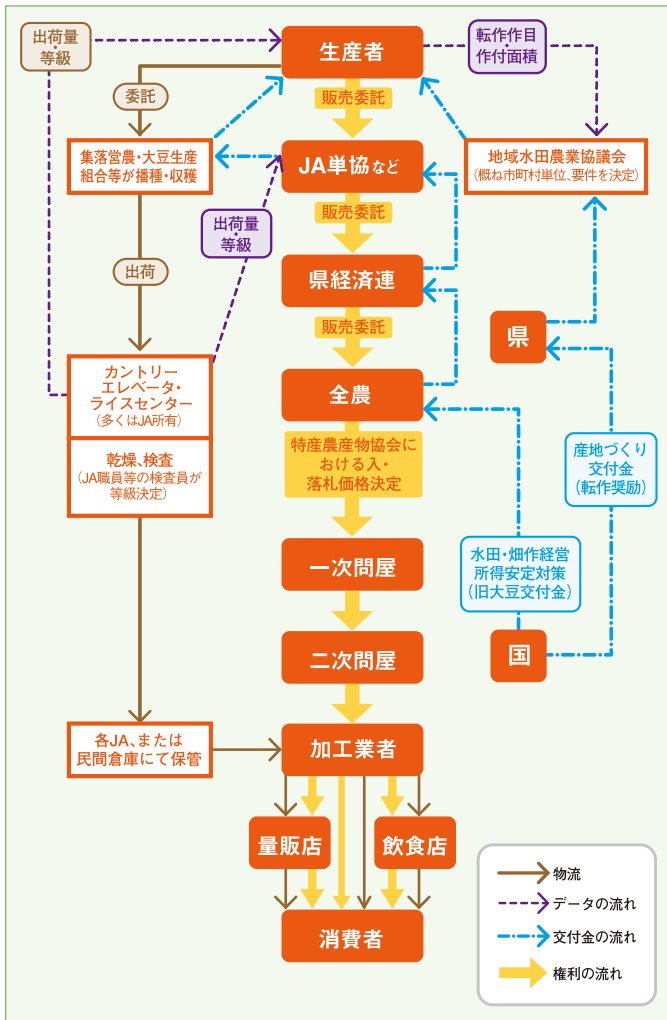
表1は、固定払・成績払などの大豆に関する各種交付金についてまとめたものです。図1のA市の「転作作物への助成」および「団地化助成」は、表1の④「産地づくり交付金」に該当します。平成16年～20年は「産地づくり交付金」、平成21年度には要件は同様ですが「産地確立交付金」という名称でした。このマニュアルでは16年～21年度迄の制度を「産地づくり交付金」と呼びます。

「産地づくり交付金」は、昭和53年以来存続する水田転作(一定面積のコメの生産を他作物生産へ転換させる制度)を目的とした交付金です。大豆に転作する場合、この交付金は生産者の基幹的な収入になってきました。「産地づくり交付金」は、地域(多くは市町村単位)ごとに存在する水田農業推進協議会が、交付金を受け取る条件(要件)を決めています。その条件の一つは、転作する作物や品種です。生産者が、全ての大豆の生産に対して利用できる地域もあれば、「フクユタカ」など品種を限って生産した場合に利用できる地域もあります。もう一つは農地の状況です。効率的だったり、模範的な土地の利用をしている場合は加算されます。ほかに、指定した作業を行った場合や、指定された出荷先へ出荷する場合に加算されることもあります。特色ある施策を地域で実践できる反面、水田農業推進協議会に関係する生産者以外には交付金情報を公開しない地域もあります。仮にわかったとしても、交付金額の要件を満たしているかは、生産者本人でなければわかりません。加工業者など、外部からの交付金情報の把握は、困難です。

「水田利活用自給率向上事業」は、平成22年度からの制度です。再び国の政策が作物毎に10aあたりの交付金額を明確に決めました。情報はある程度見えやすくなります。ただし、21年までの制度を引き継ぐため、ある程度の地域差が予想され、農林水産省は経過措置に協力します。つまりもう数年地域ごとの制度、交付金の要件に差が生じる状況が続きます。図1の事例は5割の収入がこの交付金による収入になります。

取引の実態

図2: 国産水田大豆流通と交付金を得るプロセス



通常の「フクユタカ」など水田大豆の生産から流通、消費までのプロセスと交付金を得るプロセスを示したのが図2になります。図2のプロセスにて流通する大豆は、交付金大豆と呼ばれています。国産大豆の多くは、この交付金大豆に位置付きます。

大豆は集落営農や大豆生産組合といった集団の単位で生産されていることが多くなりつつあります。協同で収穫された大豆は、JAなどの乾燥調製施設に品種毎に集められます。圃場一枚や生産者毎ではありません。通常、一日分の収穫量全体等の単位で水分を調整し、サイズ毎に分類し、丸くない粒やゴミなどを機械によって取り除いたものに対し、検査が行われます。この時判明する等級が農協を通じて国へ報告され、生産者への成績払に差がつきます。

つまり、地域でまとまって検査等級の結果を上げないと、ある個人の大豆が原因で、他者も成績払の金額が下がる可能性があります。結果、生産者が等級を重視し、高い等級になりにくい品種は生産されにくくなり、さらに、高い等級になりにくい品種は奨励品種になりにくい状況にあります。







農産物検査制度における等級の測り方

まず現在の日本の農産物検査法に基づく農産物検査の目的と意義を記しておきます。農産物検査法の成立に係わった紫桃勝実氏が記しているものによれば、農産物検査とは「農産物の商品としての規格化、標準化、その農産物が持つ商品価値を客観的に評価する」ことが目的であり、農産物検査の意義は「流通の機構、および操作に適用する商品の条件、代替性、保存性、運搬性、加工性を積極的に具備させることによって取引の安全を確立する」ためにあるとされています。この商品の4条件を備えるために検査を行うのです。なかでもここで言う「代替性」ということが重要です。「代替性」があるとは、たとえば〇〇県産の1等の「×××」という品種であれば、それは県内どこで集荷したものであっても取り替えて支障がないという意味です。ですから、このような取り決めを元に品種、県単位の産地、等級で同じ物を位置づけるのです。

大豆の検査の方法～外観で決まる等級。甘さ、タンパクの量、残留農薬は等級に無関係～

資格を持った検査員が一つのタンクに入った大豆からサンプルを抽出し目で見て検査を行います。これを目視といいます。図3に2009年現在の国産大豆に関する検査項目を示しています。項目として「被害粒」というものが多数定義されていて抽出されたサンプルにどれだけ含まれているかによって、減点する方法で等級が決まります。

■ 図3: 国産大豆に関する検査項目

項目	要因	粒状	
形質	形質が標準品より劣るもの	—	
うち粒ぞろい	形質のうち特に粒ぞろいが悪いもの	—	
水分	水分含量が規格数量を超えるもの	—	
被害粒	紫斑病粒	紫斑病粒の混入が主な要因で格付けたもの	
	褐斑病粒	褐斑病粒 〃	
	虫害粒	虫害粒 〃	
	霜害粒	霜害粒 〃	
	破碎粒	破碎粒 〃	—
	皮切れ粒	皮切れ粒 〃	
	汚損粒	汚損粒 〃	—
	変質粒	変質粒 〃	—
	しわ粒	しわ粒 〃	
	発芽粒	発芽粒 〃	—
その他の被害粒	その他の被害粒 〃	—	
未熟粒	未熟粒 〃	—	
異種穀粒	大豆粒以外の穀粒(他品種も同様の扱い)	—	
異物	異物の混入	—	

引用:検査必携(大豆編)、写真の一部は著者らが撮影

「皮切れ粒(裂皮)」は都道府県が大豆の奨励品種を決める試験でも使われるほど重要視される項目です。ただし、「裂皮」のある大豆は加工業者によってある方が良いと評価することもあり、賛否が分かれる項目です。また皮がやや余っているように見えて、模様が入る粒があります。これを「しわ粒」と呼び、やはり品位を下げるとされていますが、加工業者にとってあまり重要視しない項目です。

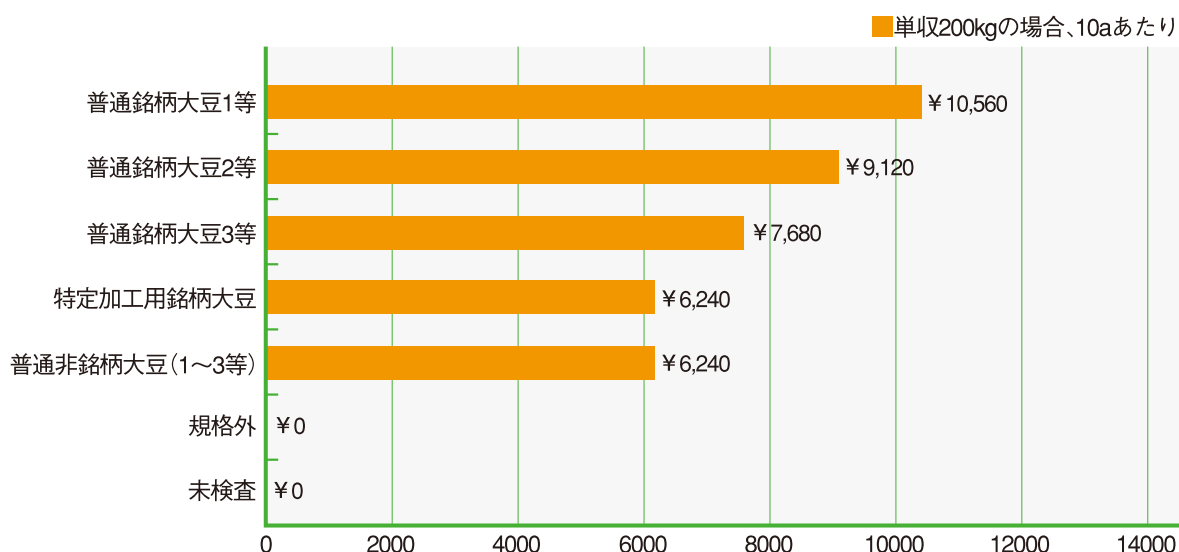
これら被害粒がサンプル中15%以下は1等、20%以下は2等、30%以下は3等、50%以下は特定加工用と扱われます。半分以上が被害粒と見なされればたとえおいしいものであろうと規格外です。等級が高いほど、外観がきれいということは言えます。欠点をいえば外観で見てわからないことは検査しない制度です。甘さ、加工に大切なタンパク含量、残留農薬については等級と関係ありません。

大豆の等級と成績払部分の収入について

農産物検査制度が収入にどう影響するのか

前述のように、交付金のうち成績払の金額は、等級すなわち、被害粒の多少で決まります。奨励品種ではない品種の場合は検査の方法について検討されていないために等級が決まらず、成績払の金額はゼロ円、規格外と同じ扱いになります。また検査をしない場合も成績払の金額はゼロ円です。図4は単収が200kgだった場合に10aあたりの成績払交付金の収入と農産物検査の結果の等級の関係を示しています。規格外、未検査の大豆と1等大豆とは10aあたりの収入において10,000円程度の差がつきます。

■ 図4: 水田畑作経営所得安定対策の成績払における金額と等級の関係



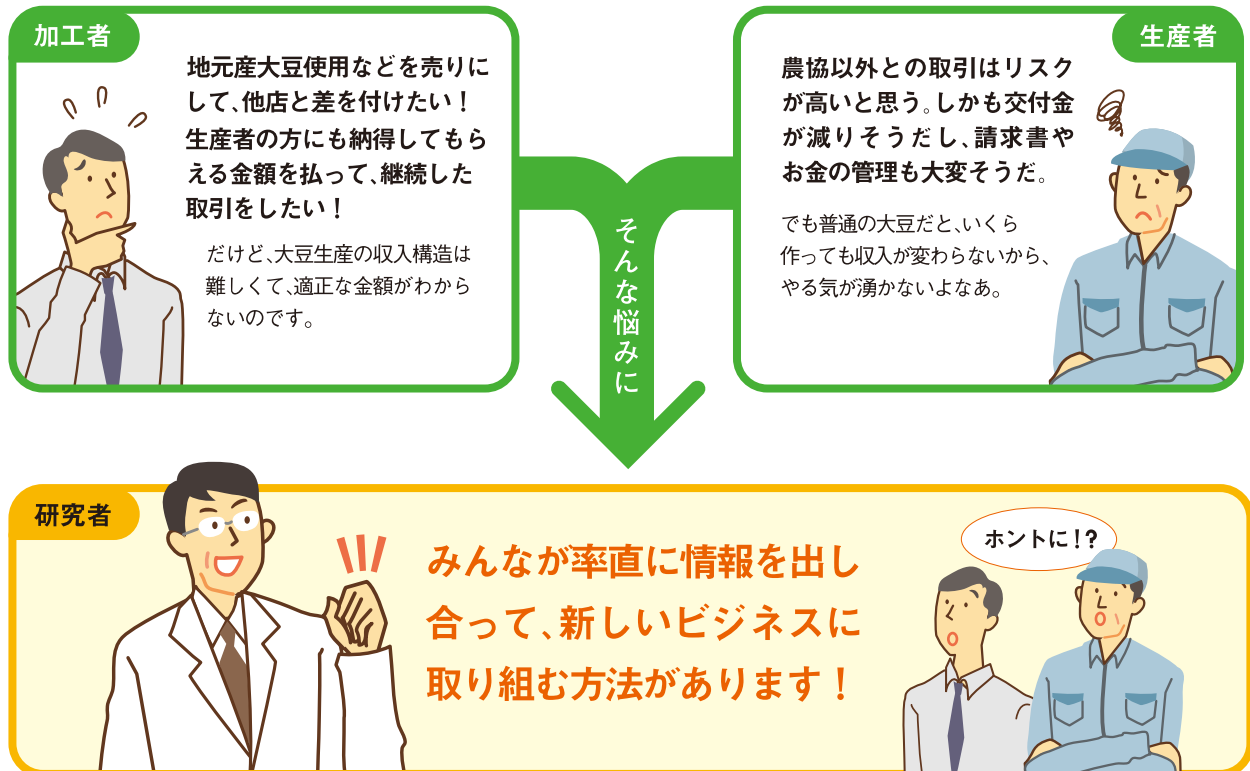
これから直接取引を始めるために

大豆の交付金制度などを示して 加工業者と生産者の直接取引を支援するツールの開発

例えば、奨励品種ではない大豆を加工業者が生産者から直接取引で購入する場合を考えてみましょう。検査を経ていないという理由から、加工業者が通常に流通する大豆と同価格で購入するならば生産者の収入が減少します。しかも、どのくらい減るかは複雑で、その地域ごとに異なります。ここが大豆と一般の野菜の違うところで生産者と加工業者間の取引を難しくしています。そして、加工業者に望まれる特徴を備えているけれども、生産者にとっては奨励品種を作る場合より収入が少なくなって損だと評価された品種が、世間に認知されないまま眠っているのです。

ではどうすればこれらの眠っている品種は加工業者に求められる、かつ生産者が作りたくなる大豆に生まれ変わることができるのでしょうか。直接取引が一部でしか行われていない現状には生産者、加工業者双方の事情があります。直接取引のためにはどのような課題があり、どうすれば解決できるのでしょうか。

■図5:加工、生産の現状に対して提案できること



加工業者から見たとき、交付金の制度は解りにくく思うような取引ができず参入障壁になっています。生産者もたとえ加工業者に誠実に説明したくても、制度について必ずしも詳しく説明できるわけではないところがあります。

大豆における直接取引は、加工業者と生産者の間にて行われる取引であるため、奨励品種以外の大豆を用いる自由があります。しかし、直接取引は水田・畑作経営所得安定対策における成績払の入手が期待できません。また、その品種の市場取引がなく独自で価格形成を行うこととなります。繰り返しになりますが、その際、野菜の産直と大豆の直接取引とのちがいは大豆収入の大半は交付金であることです。

次に、直接取引では「価格が高くなる」ということについて考えましょう。通常生産者は、都道府県の奨励品種を作ればまちがいになくJAが購入するため、加工業者と取引する品種の価格が下がれば、翌年からたやすく奨励品種に戻ってしまえる状況にあります。そうすると、加工業者が製品開発で企画制作、営業活動に努力しても、原料が断たれて商品を提供できなくなるリスクがあります。それを避けて加工業者が自社に必要な別の大豆の直接取引を開始、継続するためには、生産者の収入を(交付金を含めた)奨励品種生産の場合の価格よりも高く維持する必要があります。それが「価格が高くなる」ことを想定する必要があるということに至ります。

このような状況にあったため、多くの加工業者や生産者が「やってみたいけれど、自分には難しい」と考え、直接取引をあきらめてきたのではないのでしょうか。たしかに高いというイメージだけでは加工業者は動けません。しかし、具体的に生産者には何円/30kg以上が必要で、加工業者にとっては既存の原料大豆と比較して、何円/30kgまで買えるかが解れば意識を変えることができます。

そこで、大豆の生産費や交付金制度をわかりやすく示すことで、加工業者と生産者の直接取引を支援するツールを開発しました。これを次章で紹介します。これによって、加工業者が製品を作って利益が出せる、かつ生産者が充分納得できる収入を得るよう条件を調整することが可能になってきました。